

事 務 連 絡

令和2年3月11日

各小・中学校長 殿

台東区教育委員会指導課長

児童生徒の地域における適度な運動

すでに、学務課より送信されているとおり、令和2年3月9日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について（3月9日時点）」において、前回から更新された項目の中に以下の2点があります。

つきましては、感染拡大防止のため自宅待機・学習が原則であることを前提としたうえで、公園などの地域で適度な運動をする場合には、まずは「外出していい要件（問2の①②）を満たしている」こと、また、「安全な環境の下に行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を本人及び家庭の判断において行うことまで一律に否定するものではない」こと、さらに、「感染拡大を防止する観点から、一度に大人数が集まって人が密集する運動をしない」ことにつきまして、一斉メール配信などにより保護者へご連絡いただきたく存じます。

また、その際、3月9日に公表されました、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス専門家会議の見解」のうち、「クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則」につきましても、合わせてお知らせいただきたく存じます

なお、3月6日付で「地域巡回について」として、御連絡いたしましたでしたが、地域巡回する場合の視点も変わってくることにつきまして、教職員へ周知いただきますようお願いいたします。

※ 以下、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について（3月9日時点）」より抜粋

【子供の居場所の確保】

問2 学校が臨時休業でも、児童生徒が外出したら効果がないのではないか。[新規]

○ 各地域において子供たちへの感染拡大を防止する努力がなされていますが、今がまさに感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であり、集団で児童生徒が生

活する学校現場において大規模な感染リスクを事前に予防するという観点から、学校の臨時休業を要請したものです。

- 臨時休業を行うにあたっては、実効性を担保するため、児童生徒に対し、基本的に自宅で過ごすよう指導するとともに、令和2年3月4日付け初等中等教育局健康教育・食育課児童生徒課総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出について（3月4日時点）」において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、児童生徒の外出については、

- ① 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出は控えること。
- ② 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと。

に留意して指導するよう教育委員会等に依頼しました。

- なお、児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすること等について妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとっていただくことが重要であると考えています。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

【体育・部活動】

問37 臨時休業期間中に、児童生徒が外出して運動してもいいのか。[新規]

- 通知においては、児童生徒に「新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解させ」、臨時休業期間中は、「人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごす」ようお示ししたところです。このことの趣旨を踏まえると、児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切であると考えており、安全な環境の下に行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を本人及び家庭の判断において行うことまで一律に否定するものではありません。
- ただし、一度に大人数が集まって人が密集する運動をしないなど、感染拡大を防止する観点からの配慮が必要です。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（2674）

*アンダーラインは指導課にて加筆